

再生手続開始決定及び資金調達のお知らせ

平成 29 年 7 月 4 日

理事長 平野恭弘

医療法人社団誠広会は、平成 29 年 6 月 19 日付で民事再生手続開始の申立て(事件番号：平成 29 年(再)第 1 号)を行いましたが、本日、岐阜地方裁判所より再生手続開始決定を受けました。

再生手続開始決定は、申立以降の弊会の事業、資金繰り等の状況を勘案した事業再建の見込みを踏まえてなされたものです。当法人は、今後も裁判所及び監督委員の監督の下、地域医療・介護を支える責任を果たすべく、事業の再建に全力を尽くさせていただきますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

また、当法人は、今般、昭和リース株式会社より、約 4 億円の資金を調達致しましたことをご報告致します。

当法人は、今回の資金調達によって今後の事業活動に必要な財務基盤を確実なものとしております。今後は、株式会社メディヴァからの人的支援を最大限活用し、組織体制の再編、ガバナンスの強化、経営戦略の抜本的な改革を実現し、地域のニーズ、政策動向等を踏まえつつ、「平野総合病院」「岐阜中央病院」のそれぞれの特性、介護事業との連携、シナジーの強化、医療資源の有効活用による経営力の強化を進めながら、持続可能な医療・介護サービスの構築を図ってまいりたいと考えております。

最後に、これまでご支援ご協力を頂きました債権者の皆様を始め、患者様、ご利用者様、ご家族様に多大なご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

何卒、引き続き当法人の再生にご支援、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上